



いのちとくらしをまもる  
防災減災



令和7年5月22日  
仙台管区気象台

### 宮城県の洪水警報・注意報の基準変更について

宮城県の洪水警報・注意報について、令和7年5月29日(木)に発表基準を変更します。

宮城県内の一部河川について、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町で変更します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

#### 1. 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町

仙台市、石巻市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、村田町、丸森町、松島町、大和町、大河原町、大郷町、色麻町、美里町、女川町、南三陸町

(計 22市町)

#### 2. 変更日時

令和7年5月29日(木)13時

#### 3. 補足

新しい基準は、令和7年5月29日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)に反映します。

##### (1) 警報・注意報発表基準一覧表(宮城県)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/miyagi.html>

##### (2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先

仙台管区気象台 気象防災部予報課 水害対策気象官 吉田

電話：022-297-8252 (平日)